

■事業契約書（案）に係る新旧対照表

事業契約書（案）に係る主な修正内容は以下のとおり。
 なお、項目や体裁の修正などの軽微な修正については、本表の記載を割愛する。

No	項目名		該当箇所					旧	新
			頁	章	節	条	項	号	令和6年4月
1	設計業務	本施設の設計	13	3		21	10	(1) 発注者の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡し又は供用開始が遅延した場合、又は増加費用及び損害が発生した場合には、発注者は、事業者と協議の上、引渡予定日及び供用開始日を合理的な期間だけ延期し、又は当該増加費用及び損害を負担する。 (2) 発注者の責めに帰すことのできない事由(不可抗力及び法令変更を除く。)により、引渡し又は供用開始が遅延した場合、又は増加費用及び損害が発生した場合には、事業者は、当該増加費用及び損害を負担し、かつ、発注者は、事業者と協議の上、引渡予定日及び供用開始日を合理的な期間だけ延期する。	(1) 発注者の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡し又は供用開始が遅延した場合、又は増加費用及び損害が発生した場合には、発注者は、 <u>当該増加費用及び損害を負担し、かつ、事業者と協議の上、引渡予定日及び供用開始日を合理的な期間だけ延期する。</u> (2) 発注者の責めに帰すことのできない事由(不可抗力及び法令変更を除く。)により、本施設の引渡し又は供用開始が遅延した場合、又は増加費用及び損害が発生した場合には、事業者は、 <u>当該増加費用及び損害を負担し、かつ、発注者は、事業者と協議の上、引渡予定日及び供用開始日を合理的な期間だけ延期する。</u>
2	本施設の完工	事業者による完了検査	22	4	4	42	4	4 事業者は、本施設が第1項に規定する検査等に合格したことを確認した場合、この契約等を満足していることの確認結果、建築基準法第7条第5項の検査済証その他の検査結果に関する書面の写し並びに別紙4第1項の保険に規定する種類及び内容の保険の証書の写し(保険の証書の写しは本施設が完成検査に合格したことを確認した場合のみ)を添えて速やかに発注者に報告する。	4 事業者は、本施設が第1項に規定する検査等に合格したことを確認した場合、この契約等を満足していることの確認結果、建築基準法第7条第5項の検査済証その他の検査結果に関する書面の写し並びに別紙4第2項の保険に規定する種類及び内容の保険の証書の写し(保険の証書の写しは本施設が完成検査に合格したことを確認した場合のみ)を添えて速やかに発注者に報告する。
3	別紙1 用語の定義		2					追加	(28)「保険金」とは、別紙4に規定される保険により得られる保険金をいう。

■事業契約書（案）に係る新旧対照表

事業契約書（案）に係る主な修正内容は以下のとおり。
 なお、項目や体裁の修正などの軽微な修正については、本表の記載を割愛する。

No	項目名		該当箇所					旧	新	
			頁	章	節	条	項	号	令和6年4月	令和6年5月修正版
4	別紙2 サービス購入 費の算出方法 及び支払方法	サービス購入 費の改定	5			5	(1)	ア	(イ) 対象となる費用 設計費，工事監理費を除いた，直接工事費及 び共通費など直接工事施工に必要となる経費と する（建築工事，電気設備工事費，空調設備工 事費，給排水設備工事費など各種工事を含む）。	(イ) 対象となる費用 設計費，工事監理費を除いた，直接工事費及 び共通費など直接工事施工に必要となる経費 （建築工事，電気設備工事費，空調設備工事費， 給排水設備工事費など各種工事を含む），及び 什器・備品等の調達・設置に必要となる経費と する。
5	別紙2 サービス購入 費の算出方法 及び支払方法	サービス購入 費の改定	6			5	(1)	ア	(エ) 建設期間中における改定方法 建設期間中の物価変動に伴う改定は，「鹿児 島県建設工事請負契約書」第26条に基づき以 下の通り行うものとし，詳細は運用マニュアルに 準じるものとする。 なお，改定の際に用いる指標は以下を基本と する。 ・ 建設物価（一般財団法人 建設物価調査会 月刊） ・ 建築コスト情報（一般財団法人 建設物価 調査会 季刊） ・ 建築施工単価（一般財団法人 経済調査会 季刊） 建設期間中における改定においても，サービス 購入費A-2(割賦元本)において調整する。	(エ) 建設期間中における改定方法 建設期間中の物価変動に伴う改定は，「鹿児 島県建設工事請負契約書」第26条に基づき以 下の通り行うものとし，詳細は運用マニュアルに 準じるものとする。 なお，改定の際に用いる指標は以下を基本と する。什器・備品等の調達・設置に必要となる 経費について，以下の指標によりがたい場合に は，発注者と事業者で協議の上決定する。 ・ 建設物価（一般財団法人 建設物価調査会 月刊） ・ 建築コスト情報（一般財団法人 建設物価 調査会 季刊） ・ 建築施工単価（一般財団法人 経済調査会 季刊） 建設期間中における改定においても，サービス 購入費A-2(割賦元本)において調整する。

■事業契約書（案）に係る新旧対照表

事業契約書（案）に係る主な修正内容は以下のとおり。
 なお、項目や体裁の修正などの軽微な修正については、本表の記載を割愛する。

No	項目名		該当箇所					旧		新	
			頁	章	節	条	項	号	令和6年4月		令和6年5月修正版
6	別紙3 モニタリング及びサービス購入費の減額等の基準と方法	要求水準を達成していないとされる事象	8		3	(2)	ウ	業務 (ア) 重大な支障がある場合	業務 (ア) 重大な支障がある場合	業務 (ア) 重大な支障がある場合	業務 (ア) 重大な支障がある場合
								維持管理・ 運營業務	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検の未実施 ・故障等の放置 ・故障等の放置に起因する人身事故の発生 ・業務の故意の放棄（要求水準未達の状態の長時間にわたる放置を含む） ・災害時の未稼働 ・衛生状況の悪化等により利用者に重大な影響を及ぼす事態の発生 ・運營業務の不備による人身事故の発生 ・利用者等からの苦情の放置 等 	維持管理・ 運營業務	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検の未実施 ・故障等の放置 ・故障等の放置に起因する人身事故の発生 ・業務の故意の放棄（要求水準未達の状態の長時間にわたる放置を含む） ・災害発生時の対応の不備 ・衛生状況の悪化等により利用者に重大な影響を及ぼす事態の発生 ・運營業務の不備による人身事故の発生 ・利用者等からの苦情の放置 等